

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年8月26日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100175号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100077号

## 第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成27年12月25日は25万5,000円、平成28年12月22日は27万円に訂正することが必要である。

平成27年12月25日及び平成28年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月25日及び平成28年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成28年1月31日の標準賞与額25万5,000円の記録を取り消すことが必要である。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月25日  
② 平成28年1月31日  
③ 平成28年12月22日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①に係る賞与の記録がなく、請求期間②においては、記録されている賞与の支給日が間違っている。また、請求期間③については、支払年月日を平成28年12月31日とする保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与は同年12月22日に支給され、厚生年金保険料が控除されていた。調査の上、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①及び③について、A社の事業主から提出された2016年1月及び同年12月の賞与明細書、請求者から提出された2016年1月の賞与明細書及び預金通帳の写し並びに賞与振込先金融機関から提出された通常貯金預払状況調書により、請求者は、平成27年12月25日及び平成28年12月22日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①及び③に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間①は25万5,000円、請求期間③は27万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年12月25日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、平成28年12月22日の賞与については、支給年月日を同年12月31日として、請求者に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年11月2日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年12月25日及び平成28年12月22日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、オンライン記録には、請求者のA社における平成28年1月31日の標準賞与額が25万5,000円と記録されている。

しかしながら、事業主は、請求期間②に係る賞与について、「2016年(平成28年)1月賞与明細書」の年月は誤りであり、正しい支給年月日は平成27年12月25日である旨回答しており、賞与振込先金融機関から提出された通常貯金預払状況調書においても平成28年1月に賞与の振込は確認できない上、請求者も当該期間において、事業主から賞与を支給されていないと認めていることから、請求者のA社における請求期間②の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100177号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100078号

## 第1 結論

1 請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までの期間(以下「期間I」という。)の賞与支給年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

期間Iの賞与支給年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る期間Iの賞与支給年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、請求期間③、⑤、⑧及び⑫の期間(以下「期間II」という。)の賞与支給年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

期間IIの賞与支給年月日に係る標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年8月  
② 平成20年12月  
③ 平成21年8月  
④ 平成21年12月  
⑤ 平成22年7月  
⑥ 平成22年12月  
⑦ 平成23年12月  
⑧ 平成24年8月  
⑨ 平成24年12月  
⑩ 平成25年8月

- ⑪ 平成 25 年 12 月
- ⑫ 平成 26 年 8 月
- ⑬ 平成 26 年 12 月
- ⑭ 平成 27 年 8 月

A事業所に勤務した請求期間①から⑭までの標準賞与額の記録がない。正社員として働いており、賞与が支払われていたが、年金事務所からの知らせで、賞与の記録がないことを知った。請求期間①から⑭までの記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 期間Ⅰについて、請求者から提出されたA事業所に係る給与支給明細表（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は事業主から別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表第3欄に掲げる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、期間Ⅰの標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

また、期間Ⅰの賞与支給年月日については、A事業所の事業主の陳述、同事業所の会計事務委託先である税務会計事務所から提出された請求者の同僚に係る賞与支給の明細表及び請求者の同僚が保有する預金通帳における振込日の記録により、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は期間Ⅰの賞与支給年月日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の期間Ⅰの賞与支給年月日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 期間Ⅱについて、賞与明細書により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額は、同表第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、期間Ⅱの標準賞与額を、それぞれ別表の第5欄に掲げる賞与額に訂正することが必要である。

なお、期間Ⅱにおける別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間	賞与支給年月日	賞与支給額に基づく標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正による標準賞与額
①	平成20年8月18日	25万円	25万円	25万円	————
②	平成20年12月24日	18万円	18万円	18万円	————
③	平成21年8月12日	25万円	24万円	24万円	25万円
④	平成21年12月24日	25万円	25万円	25万円	————
⑤	平成22年7月26日	25万円	24万円	24万円	25万円
⑥	平成22年12月21日	20万円	20万円	20万円	————
⑦	平成23年12月26日	27万5,000円	28万円	27万5,000円	————
⑧	平成24年8月8日	28万5,000円	28万円	28万円	28万5,000円
⑨	平成24年12月25日	29万3,000円	30万円	29万3,000円	————
⑩	平成25年8月7日	31万6,000円	32万円	31万6,000円	————
⑪	平成25年12月25日	35万円	35万3,000円	35万円	————
⑫	平成26年8月13日	26万4,000円	26万円	26万円	26万4,000円
⑬	平成26年12月25日	23万6,000円	24万円	23万6,000円	————
⑭	平成27年8月10日	31万8,000円	32万円	31万8,000円	————